

## あきる野市障害者通所支援施設指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市が、あきる野市障害者通所支援施設の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法、基準等を示すものである。

### 1 審査対象団体

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）

※指定理由については、別紙「あきる野市障害者通所支援施設の指定管理者について（指定理由書）」のとおりである。

#### (1) 社協の本事業に対する基本理念

あきる野市障害者通所支援施設の設置及び管理に関する条例に基づき、「希望の家」において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護を実施することにより、利用者である障がい者の身体機能又は生活能力の向上を図るとともに、創作活動及び生産活動を通じて生活の質の向上等を図ることを基本理念としている。

#### (2) 社協の経営方針

あきる野市の地域福祉の拠点として、障害者就労継続支援B型事業所「こすもす福祉作業所」や障がい者の在宅支援を支える「社協ケアセンター」を運営するほか、障がい者の成年後見制度等の権利擁護に取り組む中で、長年に渡り運営する本事業の「希望の家」及び「ひばり分室」に多くの人員を配し、あきる野市の障害者通所事業所の先導的・中心的な立場として、各団体・関係機関等と連携を図りながら、本市の障害福祉の向上に寄与することとしている。

### 2 施設の概要

障害者通所支援施設「希望の家」

(1) 所在地 あきる野市五日市374番地5

(2) 規 模

敷地面積 634.08m<sup>2</sup>

建築面積 307.46m<sup>2</sup>

(3) 構 造 鉄骨造及び軽量鉄骨造平屋建

(4) 施設内容 通所支援作業室、事務室

### 3 指定管理者が行う管理区域の範囲

別紙管理区域図に示すとおりとする。

### 4 指定管理が行う業務の範囲

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める障害福祉サービスのうち、同法第5条第7項に規定する生活介護を実

施する。主な内容は以下のとおり。

ア 排せつ及び食事等の介護、指導等

イ 生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援

ウ 創作的活動又は生産活動の機会の提供

エ 身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助等

オ 利用者の送迎に関すること。

カ その他心身障害者の福祉の増進に関すること。

(2) あきる野市障害者通所支援施設の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づき、利用の承認又は不承認及び利用承認の取り消し等に関すること。

(3) 施設、設備の維持及び保全に関すること。

ア 設備等保守管理業務

(ア) 自家用電気工作物保安管理業務

(イ) 消防用設備等保守点検業務

(ウ) 冷暖房設備保守点検業務

イ 保安業務

(ア) 館内保安業務

(イ) 駐車場施錠・解錠業務

ウ 清掃及び環境衛生管理業務

(ア) 日常清掃及び定期清掃業務

(イ) 除草業務

(ウ) 害虫駆除業務

(4) その他、市長が特に必要と認めること

ア 利用者等の意見の徴取・反映

保護者会等を定期的に開催し、利用者等の意見や要望を把握し、これを事業計画や施設運営に取り入れるように努めること。

イ 市、関係団体との連絡調整

(ア) 市等が出席を要請した会議等に出席すること。

(イ) 市からの要請に応じ、運営に関する連絡調整を行うこと。

## 5 指定期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

## 6 指定管理者の指定管理料（指定管理期間における総額）

25,260,941円（2年間総額）

※上記の額を上限とし、年度ごとに締結する年度協定書において、実際の各年度の指定管理料の金額及び支払い方法を定める。

## 7 提出書類

社協は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3

条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、別途定める期間までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本12部とし、（1）及び（2）の書類は、各施設について作成すること。

（1）指定管理者としての管理運営の状況について（令和2年度～令和4年度）

- ア 事業報告書の写し
- イ 施設の管理運営に係る改善等の取組について
  - (ア) 各種事業やサービス等の向上の取組など
  - (イ) 収支予算の決算状況など
- ウ 地震、火災等の災害に備えた支援の取組（消防計画、危機管理計画等）

（2）事業計画書（令和6年度～令和7年度）

- ア 団体の経営方針について
- イ 施設の運営方針について
- ウ 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について
  - 各種サービス等の向上の取組など
- エ 施設の管理運営について（令和6年度～令和7年度）
  - (ア) 事業計画書
  - (イ) 年間行事予定
- オ 人員配置・人材育成等について
  - (ア) 職員の配置計画
  - (イ) 職員の研修計画
  - (ウ) 障がい者・高齢者・地域住民の雇用計画
- (エ) 有給休暇の取得、ハラスメント対策など適切な労働環境にあることが分かる資料（就業規則等）
- カ 収支見込について（令和6年度～令和7年度）
  - 収支予算書
- キ 苦情処理体制について
- ク 第三者評価への取組について
- ケ 個人情報の保護対策及び情報公開について
- コ 危機・安全管理体制について
- サ 地域や他施設との連携について

（3）社協の状況について

- ア 事業者概要（様式は任意）
  - (ア) 団体の沿革（時系列で記載し、事業内容も具体的に記載）
  - (イ) 代表者の履歴、役員名簿（他の法人との兼職者があるときは、その旨も記載）
  - (ウ) 団体の運営に関する資料（経営理念・方針、経営の効率化・透明性の確保、管理体制などが分かる内容のもの）及び施設管理運営の実績
  - (エ) 指定申請の日が属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- イ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類（様式は任意）
  - 最新のもの

- ウ 法人登記事項証明書又は法人登記簿謄本等  
 現在事項全部証明書（申請の日前3か月以内に発行されたもの）
- エ 印鑑証明書（申請の日前3か月以内に発行されたもの）
- オ 財務関係書類（様式は任意）  
 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業前年度を含む過去3か年の経営成績や財政状況等を明らかにするための財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれに類する書類）
- カ 納税証明書等  
 (ア) 法人税  
 (イ) 消費税及び地方消費税  
 (ウ) 法人事業税  
 (エ) 法人住民税
- キ 労働保険に加入していることを証する書類（確定保険料若しくは概算保険料の申告書又は納付書のいずれかの写し（直近のもの））
- ク 社会保険等に加入していることを証する書類（社会保険料納入証明書又は社会保険料領収書の写し（直近のもの））
- ケ 就業規則（又は就業規則に準じるもの）

## 8 候補者の審査方法

### (1) 候補者の審査方法

社協から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

### (2) プrezentation審査

プレゼンテーション審査は、社協からの説明を15分間、その後質疑応答を実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

## 9 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」「普通」「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目	評価		
	良い	普通	悪い
1 指定管理者としての管理運営の状況について			
2 施設の管理運営に係る改善等の取組について			
3 団体の経営方針について			
4 施設の運営方針について			
5 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について			
6 施設の管理運営について			
7 人員配置・人材育成等について			

8	収支見込みについて			
9	苦情処理体制について			
10	第三者評価への取組について			
11	個人情報の保護対策及び情報公開について			
12	危機・安全管理体制について			
13	地域や他施設との連携について			
評価合計				

## 10 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成することができると認められる場合には、社協を候補者とする。

ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

## 11 審査結果

選定委員会の審査結果については、社協に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。